

# 監 査 報 告 書

学校法人 谷 岡 学 園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

平成 26 年 5 月 20 日

監 事 藤 井 昭

監 事 岡 山 栄 雄

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人谷岡学園寄附行為第 10 条の規定に基づき、学校法人谷岡学園の平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な資料等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人谷岡学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当法人が別途保管しております。